

群馬県玉村町福島飯塚遺跡における 中世掘立柱建物の検討

飯 森 康 広

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

- 1. 建物の状況と年代
- 2. 建物の形態的特徴

3. 考察

おわりに

— 要 旨 —

福島飯塚遺跡が調査された国道 354 号バイパスは、西から斎田中耕地遺跡、斎田竹之内遺跡、福島飯玉遺跡、福島飯塚遺跡、福島大島遺跡の順で中世屋敷が発見され、更に福島久保田遺跡も東に近接している。こうした遺跡状況は、県内でも希少な事例であり、個別検討と合わせて総括的な検討を行う必要がある。本稿はその一つとして掘立柱建物の検討を行った。本稿では、報告段階に加えて建物 36 棟を追加認定し、屋敷内に 46 棟の建物が営まれたことを示した。これらの建物は、主軸方位に違いがあり、7 種類に分類することができた。屋敷の年代は、出土遺物から 15 世紀前半から 16 世紀代に及ぶ。変遷を検討した結果、7 分類で 19 時期にわたり、1 類から 7 類の順で推移することが判明した。建物の変遷の中で、画期として桁行平均柱間の変化があった。屋敷内では、それまでにない 8.2 尺の採用である。建物構造も梁間 1 間・桁行 5 間の東西棟が特徴的であった。また、桁行平均柱間は同時期に別の数値と混在する事例が見られた。このため、同柱間 8 尺前後という数値は、基準という技術情報に加えて、大型建物そのものが持つ物質的側面に帰属していると結論づけた。つまり、8 尺前後という数値が継続するのではなく、その規模を持つ建物自体が継続すると考えた。中世屋敷は、当初溝外で東西約 70 m の規模を持つが、内部に土坑群を多く含んで、耕地を主体的に囲んだ区画施設という性格もうかがえる。その後、区画は細分され、西側区画は屋敷的色彩が強まり、建物規模が大きくなる。やがて、最終段階では区画溝が消滅する方向に転換されていた。

キーワード

対象時代 中世

対象地域 群馬県玉村町

研究対象 屋敷 掘立柱建物

はじめに

玉村町は群馬県の南部に位置し、南側は烏川を境界として高崎市新町と接している。北部を横断して流れる利根川は、町域の東限を南流して烏川と合流する。また、現在は滝川と呼ばれるが、江戸時代初期に開削された備前堀は西限を南流して、高崎市上滝町・下滝町との境界となりながら、その後東流して町内を横断し、烏川と合流している。備前堀は、かんがい用水であると同時に、宿用水として機能し、玉村宿の生活を支えていた。玉村宿は、江戸初期に整備された日光例幣使街道の宿場町であり、この街道が現在の国道 354 号となっている。

さて、本稿で扱う福島飯塚遺跡は、国道 354 号バイパス建設に先立つ発掘調査として、平成 10 年から同 12 年に実施されたものである。筆者は、この路線建設で発見された中世屋敷について、見直しを含めた検討を行っており、本稿がその 5 例目となる¹⁾。本稿は、報告書（原 2008、以下文献 1 と呼ぶ）を基礎資料とする。加えて、調査段階で測量された 1/20 の原図を閲覧し、掘立柱建物を再認定する作業を行った。これは、掘立柱建物が持つ性格に起因しており、検討上やむを得ない作業となっている²⁾。

福島飯塚遺跡が発見された国道 354 号バイパスは、現道から北へ約 400 m の位置を東西に並走しており、調査前は水田地帯であった。西から斎田中耕地遺跡、斎田竹之内遺跡、福島飯玉遺跡、福島飯塚遺跡、福島大島遺跡の順で中世屋敷が発見され、数百 m 間隔で並んでいる。更に県道関連で調査された福島久保田遺跡も東に近接している³⁾。こうした遺跡状況は、県内でも希少な事例であり、個別検討と合わせて総括的な検討を行うことを目標としている。本稿が主とする掘立柱建物の検討は、中世における建築史および土木技術史に関わる作業となるが、あわせて中世における権力構造や社会構造を類推する材料としても有効と考えている。本稿は、こうした研究の基礎作業と位置づけたい。

1. 建物の状況と年代

(1) 建物の再認定と分類

中世屋敷が調査されたのは 2 区である（図 1）。文献 1 は、屋敷内で 2 ~ 4、7 ~ 17 号掘立柱建物（以下、建物と略す）計 14 棟を掲載している。記載によれば、それらはすべて現場調査段階で認定されたものである。その位置関係や形態は、図 3 のとおりである。しかし、筆者の検討によれば、8・15 ~ 17 号建物の 4 棟は、柱穴の配置に無理があり、あわせて同じピットにより、筆者は別の建物を認定できたため、不採用として欠番扱いとする。また、3・4・7・9・12 号建物には下屋を追加し、13 号建物の場合は大幅にピットを入れ替えることとした。略図は図 4 ~ 7 に示したが、表 1 に使用

したピット名を示したので、照合することも可能である。

さて、この 10 棟に加えて、本稿では 18 ~ 53 号建物まで計 36 棟を追加認定した。これにより、屋敷内には 46 棟の建物が営まれたこととなる。これらの建物は、主軸方位に違いがあり、7 種類に分類することができる。詳細は表 1 のとおりである。概略を示せば、6 類がほぼ真北を主軸及びその直交方向とし（以下同じ）、1 類は東へ 27 度以下で、7 類では逆に西へ 11 度以下傾く、38 度の開きを 7 つに分類している（詳細は表 1 下段参照）。これらに分類される一群は、配置良く分布しており、ほぼ同時性を示すと理解できる。

数量では、4 類を除き、各分類 5 ~ 7 棟とほぼ平均化している。4 類については重複が 1 類と並んで激しく、最大で 4 棟が重複し合う状況にある。つまり、1・4 類では最低 4 時期が存在するものとなる。これに対して、2・3・6・7 類は 2 棟ずつ、5 類は 3 棟の重複が認められる。これらを総合すると、同一分類内では 1 時期に 2 棟から 3 棟が並存していたと想定できる。また、変遷を考えれば、2・3 類、4・5 類、6・7 類は僅差であり、建物の配置も類似することから、前後に連続する一群と見なして良いであろう。加えて、3 類と 4 類の建物群も、位置や構成が近似し、連続性が認められる。

(2) 区画溝との関係

建物が分類されることにより、従来不明確であった区画溝との関係が少し明らかとなる。報告によれば、屋敷を区画する溝として、48・56・57 号溝が想定されていたが、2・3 類の建物は 69・70 号溝と走向方位が一致している。これらも屋敷の区画溝と考えられる。また、報告では、これらの溝に重複する 3 類の 9・10 号建物が後出とされており、同じ分類内でもこの 2 棟はより新しい段階と位置づけられよう。つまり、2 類 → 3 類という方向性が想定できる。したがって、4 類 → 3 類の可能性が消え、3 類 → 4 類へと方向付けられる。

68 号溝については、報告で 1 号竪穴より前出とされているが、この竪穴の方位は建物群の 1 類と走向方位が一致している。また、同類の 30・32 号建物は 69・70 号溝と重複し、56 号溝とも位置的に不自然なため、これらの区画溝とは並存が想定しにくい。残る 48 号溝との整合性は残る。

こうした状況下で、4・5 類の建物の配置をみると、56 号溝と走向方位が一致していることが判明する。建物群の変遷からすれば、69・70 号溝 → 56 号溝と考えて良いだろう。しかし、22 号建物だけは、56 号溝と重複し新旧関係は不明である。一つの可能性とすれば、56 号溝と 57 号溝とで、区画溝が切り替わる展開も想像できる。つまり、56 号溝と 4 類建物という並存関係と、4 類段階で区画溝が 56 号溝から 57 号溝へと切り替わ

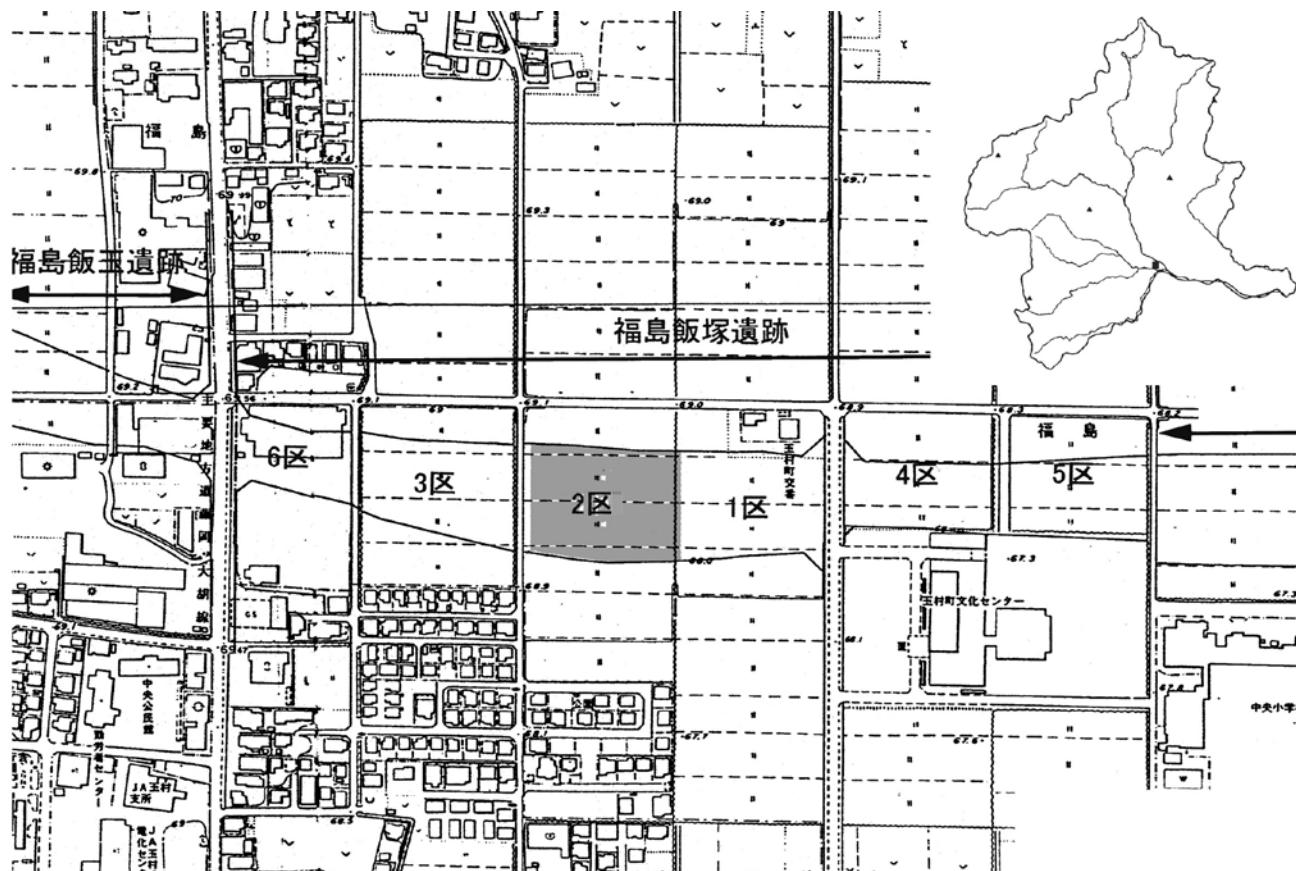


図1 福島飯塚遺跡調査区画全体図



図2 2区北側3面溝群と7類の建物群

表 1 屋敷内掘立柱建物計測表一覧

分類	建物 No	主軸方位	面積m ²	桁行平均	桁行平均柱間	寸尺	梁間平均	寸尺	規格(梁間×桁行+庇)	ピット名一覧	分類内での重複
1	2	N-25~26°-E	22.66	5.925	1.975	6.5	3.825	12.6	1×3間・南北棟	掲載と同じ	3/49/50
	3	N-21~22°-E	15.69	3.775			4.155	13.7	2×2間・正方形	P2→12・P1→838	2/49/50
	30	N-20~21°-E	36.11	7.20	1.8	5.9	5.015	16.6	1×4間・南北棟	639+642+395+653+681+448+490+516+520	32
	32	N-21~22°-E	23.56	5.435	1.8117	6.0	4.335	14.3	1×3間・南北棟	無+644+656+677+472+474+484+626	30
	49	N-19~23°-E	12.57	3.555			3.535	11.7	1×2間・正方形	93+19+無+7	2/3/50
	50	N-22~27°-E	19.38	3.76			4.445	14.7	1×2間・正方形+北	無+91+無+43+45+95	2/3/49
2	14	N-72~75°-W	24.78	6.37	2.1233	7.1	3.89	12.8	1×3間・東西棟	掲載と同じ	12/46
	27	N-17°-E	18.41	6.20	2.0667	6.8	2.97	9.8	1×3間・南北棟	486+811+452+419+無+806+501	37
	37	N-75~76°-W	33.84	7.215	1.8038	6.0	4.69	15.5	1×4間・東西棟	378+496+493+491+477+無+457+432+413	27
	46	N-72~78°-W	18.12	4.325			4.19	13.8	2×2間・正方形	113+無+160+167+221+無+107	14
	51	N-74~75°-W	8.89	3.215			2.765	9.1	1×2間・正方形	1柵 2・3+124+120+121	
3	9	N-76~78°-W	38.91	10.56	2.112	7.0	3.685	12.2	1×5間・東西棟	掲載+NOなし2	11
	11	N-78°-W	48.64	12.36	2.472	8.2	3.935	13.0	1×5間・東西棟	掲載と同じ	9
	12	N-12~13°-E	23.43	4.33			4.315	14.2	2×2間・南北棟+北	掲載+144+779	
	29	N-12°-E	17.69	4.53			3.905	12.9	2×2間・南北棟	541+537+526+525+無+362+360	
	38	N-12~14°-E	38.94	7.19	1.7975	5.9	4.15	13.7	1×4間・南北棟+東	508+788+無+446+437+401+402+383+381下+372+481左+473+469+460	
	43	N-13°-E	19.25	5.50	1.8333	6.1	3.5	11.6	2×3間・南北棟	246+242+226+212+無+162	44
4	44	N-78~79°-W	17.35	5.165	1.7217	5.7	3.36	11.1	2×3間・東西棟	173+176+848+241+230+847+無+183	43
	7	N-9~10°-E	35.55	9.355	2.3388	7.7	3.80	12.5	1×4間・南北棟	掲載+429+454+820	39/42
	10	N-80~(82)°-W	24.14	6.42	2.14	7.1	3.76	12.4	1×3間・東西棟	掲載と同じ	19/21/23
	13	N-78~(82)°-W	15.88	4.43			3.585	11.8	1×2間・東西棟	P3→78・P2×・P1→143	
	19	N-80~(82)°-W	26.86	6.225	2.075	6.8	4.315	14.2	1×3間・東西棟	300+307+571+577+350上+562+345+無	10/21/23
	21	N-81°-W	12.75	4.215			3.025	10.0	1×2間・東西棟	297+312+325+339上+286	10/19
	22	N-(76)~80°-W	14.65	4.62			3.17	10.5	1×2間・東西棟	無+594+602+607+609+553	
	23	N-81°-W	11.91	3.97			3.00	9.9	2×2間・南北棟+東	328+527+無+611+610	
	31	N-11°-E	29.10	6.66	2.1980	7.3	4.37	14.4	1×3間・南北棟	640+643+654+685左+455+472+487+517	7/39/42
	39	N-9~10°-E	21.23	4.35			4.88	16.1	2×1間・南北棟	495下+492上+485+459+441+421	7/39/42
5	42	N-79~80°-W	23.22	5.90	1.9667	6.5	3.935	13.0	1×3間・東西棟	160+248+367+369+無+818+238+220	7/39
	4	N-(81)~83°-W	41.78	9.37	2.3425	7.7	4.18	13.8	1×4間・東西棟+西	掲載+13建P1~3	18
	18	N-82~85°-W	24.92	6.39	2.13	7.0	3.90	12.9	1×3間・東西棟	298+309+322+837+558下+339下+346+284	4
	28	N-85~86°-W	22.38	4.875			4.59	15.2	1×2間・東西棟	272+282+348+361+357+254	
	34	N-7~(9)°-E	20.42	4.185			4.88	16.1	2×1間・南北棟	373+500+509+450+428+820	36/40
	36	N-8°-E	19.05	4.59			4.15	13.7	2×2間・正方形	809+451+458+409+404+785	34/40
	40	N-82°-W	39.94	6.315	2.105	6.9	4.825	15.9	1×3間・東西棟+北	236+381上+816+無+457+426+240+373上+480+507	34/36
6	52	N-82~83°-W	14.7	4.41			3.335	11.0	1×2間・東西棟	80+104+182+190+65+無	
	20	N-88°-W	26.67	6.29	2.0759	6.9	4.24	14.0	1×3間・東西棟	295+無+322右+573+350+無+349	25
	25	N-88°-W	10.88	3.885			2.80	9.2	1×2間・東西棟	293+314+326+336+285	20
	35	N-87~90°-W	26.88	6.40	2.1333	7.0	4.20	13.9	1×3間・東西棟	380+497+511+514+471+449+427+403	
	45	N-89°-E	40.06	9.735	2.4338	8.0	4.115	13.6	1×4間・東西棟	181+103+185+217+234+392+202+196+53	
7	48	0°-E	46.53	9.535	2.3838	7.9	4.88	16.1	2×4間・東西棟	無+109+159+219+184+無+78+74	
	24	N-79~80°-E	10.28	4.11			2.50	8.3	1×2間・東西棟	無+568+584+554+無+342	26
	26	N-84°-E	21.66	4.98			4.05	13.4	1×2間・東西棟+北	330+565+586+544+385+329+566+585	24
	33	N-83°-E	17.97	5.565	1.855	6.1	3.23	10.7	1×3間・東西棟	373+499+506+519+481+792+無+384	
	41	N-80~82°-E	12.46	4.695			2.655	8.8	1×2間・東西棟	無+368+無+523+371+374	
	47	N-80~84°-E	21.89	5.34	1.78	5.9	4.1	13.5	1×3間・東西棟	88+無+72+81	
	53	N-7~10°-W	18.23	4.35			4.19	13.8	1×2間・正方形	105+222+215+208+62	

*分類1類：N-19~27°-E / 2類：N-15~18°-E / 3類：N-11~14°-E / 4類：N-9~12°-E / 5類：N-4~8°-E / 6類：N-0~3°-E / 7類：N-6~11°-W
*「無」とは重複等により個別の番号が付されなかったピットを意味する。



図3 報告された掘立柱建物群（文献1掲載図に一部加筆）



図4 1類の建物群





図6 4・5類の建物群



図7 6・7類の建物群

る状況を想定することができる。ここで建物の構成に立ち返ると、3類と4類の連続性が高いことがあり、3類→4類は成立しても、3類→5類は難しいことが再認識できる。3類→4類→5類となるため、区画溝は70号溝→56号溝→57号溝と変遷することとなる。

6・7類の建物は、以上の溝とは走向方位が異なり、48号溝とも一致していない。これらは、同じ中世屋敷内の範疇では捉えにくい一群と考えられる。参考として図2では、7類の建物群と、調査区北半部に3面の溝を合成した。もちろん、確実ではないが、可能性の一つではある。これらの溝は、報告で1つ上位の調査面として扱われているが、4面にあたる中世屋敷との関連も想定されている。方形に区画する状況も窺え、なかでも16号溝は図8に掲載した板碑など、中世遺物が比較的多く出土している。

(3) 出土遺物と年代

図8に主な出土遺物を示した。掲載されている遺物量は少なく⁴⁾、屋敷年代を考えることは難しいが、56号溝からやや大片の在地系の内耳土器が出土している。内耳土器にはやや年代幅があり、56号溝3・4は器壁が厚く、口縁部の屈曲が少ないとから、秋本編年（秋本2005、以下同じ）のB群にあたり、15世紀前半と考えられる。一方、同2は器壁が薄く、口縁部の屈曲が著しくなり、内面に強い稜と段を持つ。口縁端部は外側へ尖り気味に突きだし、内側はやや斜めに下がる。この特徴は秋本編年のC1群～C2群であり、15世紀後半から16世紀初頭となるだろう。また、同1は同2に比べ、体部が直線的に立ち上がり、口縁部屈曲部内側の段が強く、口縁端部が外側に張り出す。図では上面が凹むが、実物はそれほど顕著ではない。しかし、特徴から秋本編年のD2群に近いことから、16世紀後半となる可能性も考えられる。56号溝は前述のとおり、建物分類の4類を区画すると考えられることから、建物群でも後代に位置づけられる。出土遺物が遺構年代に下限を示しているとすれば、16世紀後半頃と考えられるだろう。

なお、16号溝については既に記したとおり、屋敷の区画とは離れ、同じには扱えない。しかも、こうした板碑の完形品は、遺構への混入ではなく、石材として再利用されたものが多いことも注意したい。

2. 建物の形態的特徴

(1) 変遷と形態的変化

表2に示した数値について、分類別に比較検討しよう。建物の棟方向別の構成は、各分類により傾向が分かれ。1類は南北棟と正方形のみで構成され、しかも著しく重複する。2類ではそれに同数の東西棟が加わる。3・4類は正方形が消え、東西棟と南北棟がほぼ同数となる。

特に、北東端に東西棟が出現することに画期がある。5類では東西棟が優勢となり、6・7類ではほぼ東西棟のみとなる。以上、展開としては非常にスムーズで、無理がない。実際、変遷では、前項で2類→3類→4類→5類が想定できている。つまり、1類と6・7類が、それらの前段階か後段階となるが、決め手に欠ける。むしろ、棟方向の傾向が、その方向性を示している気もするが、結論は先に送る。

次に規模と面積をみると、1・2類はほぼ同じ構成である。ここで連続性が認められる。3類では規模の大きな桁行5間の東西棟が加わる。4類では、主屋が再び桁行3間となるが、面積に大きな変化はなく、建物構成がやや多様化している。5類も際だって大きな建物がなく、4類の延長上にあると言えるが、面積は比較的大きい。これは梁間が広く、5m近いものもみられるからである。6類になると、規模がやや大きくなるため、5類との連続性は認めにくい。7類では分布からの連続性はあるが、建物は小規模である。

建物の構造に注目すると、桁行3間以上の建物では、梁間1間型の建物が多い。梁間2間は3棟で、3類の2棟は重複して建て替えも想定できる付属屋である。6類の48号建物は大型で主屋級の建物である。梁間1間型の建物が卓越する状況は、県内の中世遺跡では通例であり、むしろ梁間2間型の48号建物の方が異例とみなされよう。

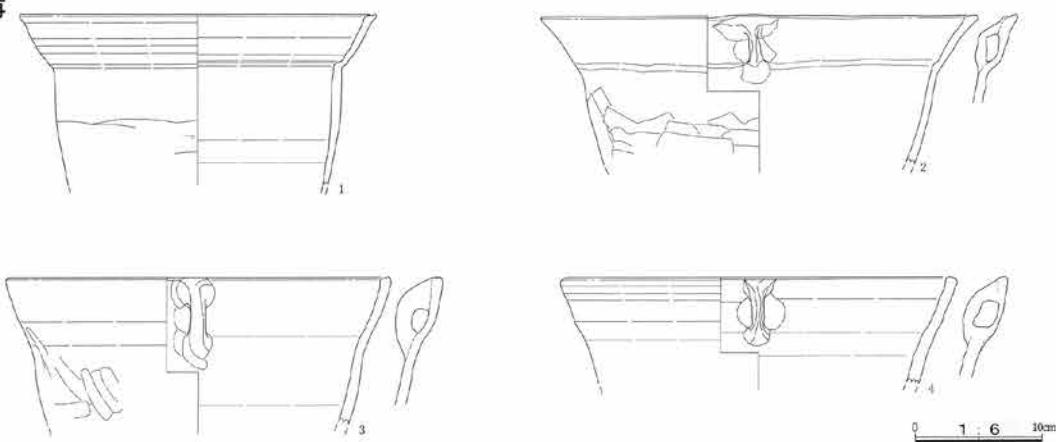
(2) 特徴的な建物

画期となる建物として、3類建物群の9・11号建物がある。ともに梁間1間・桁行5間（以下、1×5間）で平面形は細長い。梁間は4m弱だが、居宅として使えないわけではない。以後、4・5類と同じ場所に、規模は小さいが、東西棟が営まれ続ける点でも注目される。

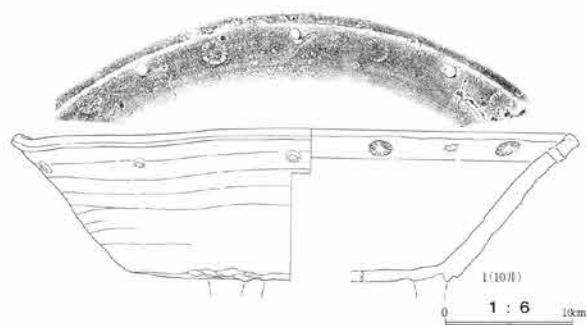
構造上注目されるのが、5類の4号建物である。この建物は柱穴を加えるなどして、文献1所載図を変更したので、図9を提示する。屋敷全体を通じて、この部分に同種の規模を持つ建物はなく、この建物はやや異例なものと見なされよう。

一見してわかることがあるが、間仕切りが多い建物である。内部に皿形の土坑を伴っている。しかも、この土坑と間仕切りは良く一致している。こうした形態は、馬小屋と考えられる。東1間の方形の落ち込みは、やや軸方位が違い、若干外にはみ出す。別の建物分類で、この落ち込みを覆う建物はないが、二本柱を持つ竪穴状遺構にも見える。別と考えれば、西側2間が馬小屋で、東側2間がイロリを中心に設けた居室となる。ここでは馬が2頭から3頭飼われたと考えれば、屋敷の居住者が常時数頭の馬を抱えている階層であることとなる。

56号溝



10号井戸



16号溝

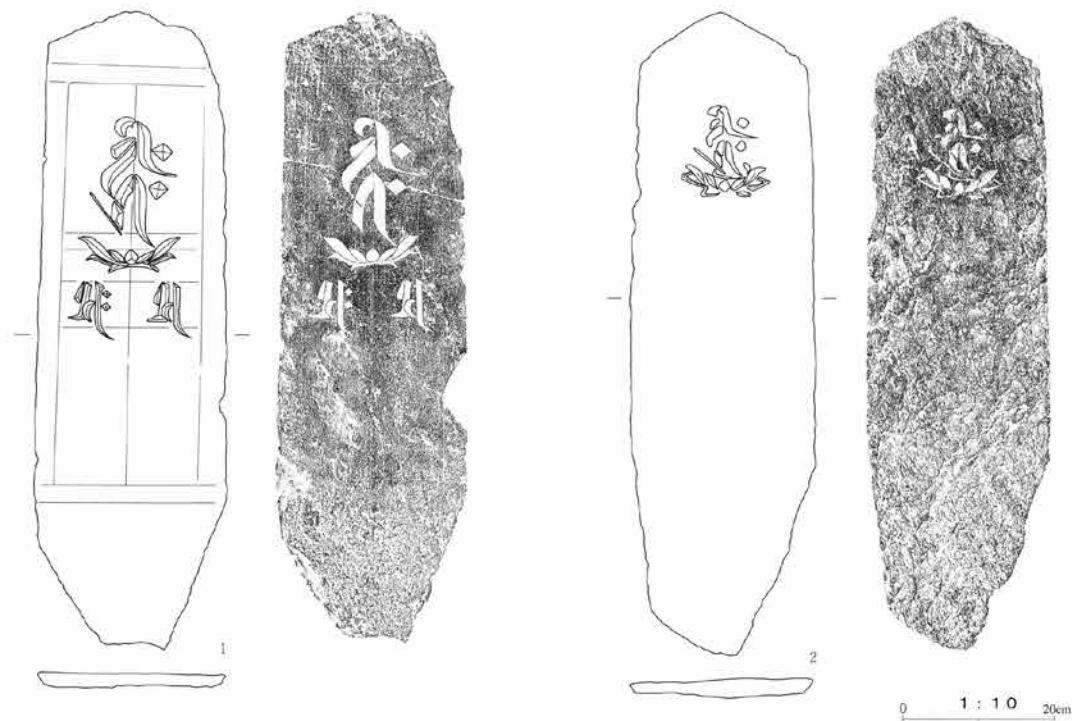


図8 主な出土遺物

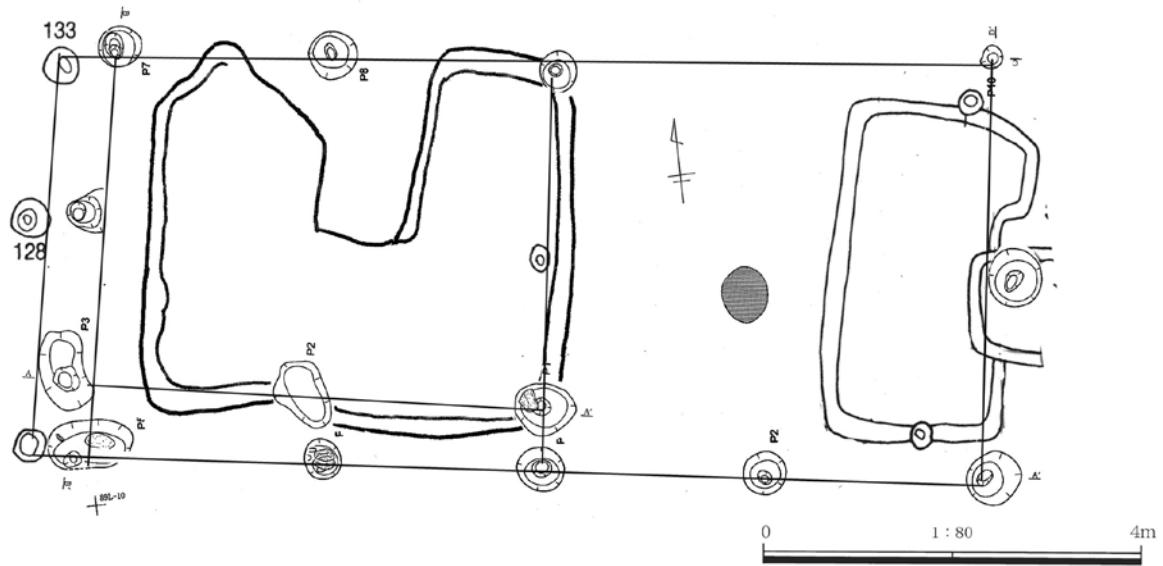


図9 4号掘立柱建物平面図

表2 福島飯塚遺跡2区屋敷建物総括表

棟別	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	計	比率
東西棟		2	3	6	5	5	5	26	56.5%
南北棟	3	1	4	4	1			13	28.3%
正方形	3	2			1		1	7	15.2%
計	6	5	7	10	7	5	6	46	
規模	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	計	比率
2×1間				1	1			2	4%
1×2間	2	1		3	2	1	4	13	28%
2×2間	1	1	2	1	1			6	13%
1×3間	2	2		4	2	2	2	14	30%
2×3間			2					2	4%
1×4間	1	1	1	1	1	1		6	13%
2×4間						1		1	2%
1×5間			2					2	4%
計	6	5	7	10	7	5	6	46	
面積m ²	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	計	比率
~10		1						1	2%
~20	3	2	3	4	2	1	4	19	41%
~30	2	1	1	5	3	2	2	16	35%
~40	1	1	2	1	1			6	13%
~50			1		1	2		4	9%
計	6	5	7	10	7	5	6	46	
桁行平均 柱間(尺)	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	計	比率
~6.1	2	1	3				2	8	32%
~6.6	1			1				2	8%
~7.1		2	1	2	2	2		9	36%
~7.6				1				1	4%
~8.1				1	1	2		4	16%
~8.6			1					1	4%
計	3	3	5	5	3	4	2	25	

(3) 桁行平均柱間の特徴

全体の傾向として、6尺前後・7尺前後・8尺前後に数字が集中し、前2者の組み合わせと、後2者の組み合わせがうかがえる。建物の変遷に従えば、2類→3類→4類→5類となるので、前2者から後2者へと推移していることとなる。画期となるのは、やはり3類の11号建物であり、約8.2尺である。建物構造でも1×5間として注目されたが、桁行平均柱間でも起点となる。以下の分類では、桁行4間の建物がすべて8尺前後となる。ただし、3類の9号建物は1×5間でありながら7尺のため、建物の大きさだけで考えると矛盾してしまう。

総体的な傾向でなく、分類内での状況をみると、2類の場合2種類の桁行平均柱間の建物が重複関係にある。3類の場合は3種類だが、1×5間の2棟は重複する。4類の場合は数値がばらついて状況は複雑だが、7.1尺と6.5尺の建物同士は重複している。5類でも数値の異なる2者は重複関係にある。6・7類は重複しない。

こうしたことから、桁行平均柱間のばらつきは、数値が混在するのではなく、時期的な違いとして解消できることとなる。つまり、桁行平均柱間は、各分類内で建物の建て替えなどが行われた際、1尺程度の数値変化しながら変遷したことが推測できる。2類を例にとれば、14・27号建物が並存し、37号建物が別時期となろう。しかも、2類の場合、14・51号建物の西辺が一致しており、並存していた可能性が高い。したがって、2類は2棟と3棟の2時期に細分できることとなる。

(4) 土坑との関連

これまで触れてこなかったが、この屋敷の特徴として、北半部に土坑が多量に分布していることがある。特に中央から東端は建物が少なく、土坑は建物に関係なく単独で営まれていたものが多い。ただし、それらの主軸方位は東に傾くものが多く、1類の建物群と一致することがわかる。1類段階は建物数は6棟と他と変わらないが、南半部東西端に偏在して主屋もなく、屋敷の1時期を構成するには貧弱に思えた。しかし、北側に土坑群が多く存在することを加味すれば、南側に居住空間が広がっていることも考えられる。また、図10でわかるとおり、屋敷の東区画は北側に土坑群、南端がピット群に分かれしており、1段階も同様であったとすれば、屋敷内部の一段階として、土坑が卓越する構成であったことも考えられよう。

次に土坑と建物の関係をみると、いくつかの建物の内部に関連施設と位置づけられるものが見られる。2類の14号建物の北西端に長方形の102号土坑がある。3類はやや主軸がずれるが、9号建物の中心部に南北方向で長方形の118号土坑がある。また、12号建物内の105号土坑にも類似点が見られる。4類の13・42号建物の

中央北寄りには、ともに長方形の140号ピット、144号土坑がある。5類の4号建物の場合は、図9のとおり、土坑というより馬屋内の凹みであろうが、内部施設がある。6類の48号建物の北西隅は南北方向で長方形の90号ピットがある。7類の41号建物の中央東寄りには南北方向の158号土坑がある。以上の土坑、ピットは、すべて皿状ではなく、やや深く掘り込まれている。建物の中央部か、端部かという立地の違いはあるが、各分類ごとに1棟程度は存在し、2棟以上ある例は少ない。つまり、土坑は建物に必要というよりも、屋敷内に1つ程度必要な屋内施設で、屋外の土坑とは別の機能を持つといえよう。その機能の詳細は、不明である。

3. 考察

(1) 建物群の変遷と構成

これまでの検討のとおり、屋敷の建物は主軸方位の違いにより7種類に分類され、更にいくつかは細分されることがわかった。変遷としては、2類→3類→4類→5類までは、建物の構成と区画溝との関係から想定してきた。ところで、1類については、土坑群と並存する段階として別扱いとなるが、屋敷の区画意識に規制されていることは間違いない。また、これらの土坑空間も、その後の建物群の配置に影響を与え、空き地傾向にあることも認識できる。そうなると、1類は必然的に2類より前段階に置くことができよう。

残るは6・7類となるが、区画溝との関係が薄い点は、すでに述べたところである。この場合、区画が形成される前と考えて、1類より前段階とするか、区画意識が解消されたとして、5類の後段階とするかの二択となろう。建物の配置や構成によれば後者となろうが、特に決め手となるのが桁行平均柱間と考える。5類と6類の桁行平均柱間の数値構成はほぼ一致している。この状況は、建物群全体の中でも抜群で、連続性を見ないわけにはいかない。つまり、5類→6類、次いで7類が続くと考えて間違いないと言えよう。

さて、変遷がほぼ固まったため、建物構成を再確認しながら、数値を確認してみよう。

1類は6棟で、4棟が重複するため、4時期以上となる。桁行平均柱間は6.0尺と6.5尺の2種類である。南北棟が主屋級の建物で、面積は36.11m²である。

2類は5棟で、2時期に分かれる。前後関係は不明だが、14・27・51号建物と37・46号建物に分けられる。前者の桁行平均柱間は6.8～7.1尺、後者は6.0尺である。主屋は前者が24.78m²、後者が33.84m²である。この段階も、1類と同様に屋敷北半部は空き空間に近い状況である。

3類は7棟で、2棟ずつが重複している。桁行平均柱間では、8.2尺と7.0尺が重複し、6.1尺と5.7尺も重

複している。これにより、3時期とするのが順当と思える。柱筋の一致を考えると、北辺が一致する38号建物と44号建物があり、43号建物の北辺と29号建物の南辺も一致している。これら2棟ずつは同時期として良いだろう。共に桁行平均柱間は、6尺前後である。また、12号建物は判断材料がないため、検討に加えない。問題は北東端の9・11号建物である。前者の西辺は44号建物の東辺と、後者の西辺は43号建物の東辺にほぼ一致している。両方とも同じ状況を考えると、偶然では済まされない。仮に9号建物が追加されたと考えても、同じ状況下で11号建物を追加する必然性は生まれない。やはり、同時期に2種類の桁行平均柱間が選択された可能性が高い。その場合、すでに述べたが、11号建物の同柱間が8.2尺と大きく、以後の建物群に影響を与える画期となることも重要であろう。結果として、3類は最小で2時期と考えることが可能となる。また、区画溝に関しては、9号建物が69号溝と重複したため、新たに70号溝に変わり、更に11号建物が70号溝を埋めて、56号溝へと区画溝が変わることとなる。

4類は10棟と多く、最高で4棟が重複している。柱筋の一致をみると、桁行平均柱間7.1尺の10号建物の東辺と39号建物の東辺が一致している。同柱間7.7尺の7号建物は、23号建物の西辺と一致する。同柱間6.8尺の19号建物と、同柱間7.3尺の31号建物と一致して、2種類が混じる。また、21・22号建物の北辺も一致して、都合4時期となる。ただし、同柱間6.5尺の42号建物と13号建物は柱筋が一致する建物がないが、いずれかと並存していたと考えても良いため、前者は別の柱間と混じる可能性が残る。

5類は7棟で、3時期と考えられる。桁行平均柱間7.7尺の4号建物の東辺は、36号建物の西辺にほぼ一致している。同柱間7.0尺の18号建物の西辺は、同柱間6.9尺とほぼ等しい40号建物の西辺と一致する。また、34・52号建物の南辺は一致し、重複関係から北側の28号建物が並存するとして良いだろう。

6類は5棟で、2時期と考えられる。桁行平均柱間7尺前後の20・35号建物が並存し、後者の北辺と同柱間8.0尺の45号建物の北辺も一致している。状況から、残る25号建物と、同柱間7.9尺の48号建物は並存と考えて良いだろう。

7類は6棟で、2時期と考えられる。桁行平均柱間6.1尺の33号建物の東辺は、24号建物の西辺と一致し、その南辺は53号建物の南辺とも一致している。41号建物の南辺は、同柱間5.9尺の47号建物の南辺と一致し、その東辺は26号建物の西辺とほぼ一致している。しかも、この3棟ずつの配置は、相似形にある。

以上のとおり、1類で4時期、2・3類で2時期ずつ、4類で4時期、5類3時期、6・7類で2時期ず

つ、合計7分類19時期となる。仮に1時期10年として、190年間にわたる変遷があることとなる。出土遺物からの年代観からも、ほぼ同程度の期間は得られている。

(2) 建物の特徴と画期

内部に土坑を持つ建物について、前述の変遷を加味すると、主屋と付属屋の違いが明確となる。2類の14号建物は主屋で、棟方向の土坑は西端にある。3類の2・29号建物とも付属屋で、土坑は中央部にある。4類の13号建物は付属屋で、42号建物も建物構成は不明だが付属屋と思われる。土坑は、ともに建物中央部にある。6類の48号建物は主屋で、土坑は梁方向で北西隅にある。7類の41号建物は付属屋で、中央東寄りに梁方向の土坑がある。

以上から、土坑を持つ建物には2種類があり、主屋の場合は建物端部、付属屋の場合はほぼ中央にあると分けられる。主屋の場合は、床下土坑か土間の土坑かという区別もあるだろう。その判別はできないが、2例とも西端にある点で共通している。用途などは、他の事例も含めて今後の検討課題としたい。

建物の変遷の中で、画期として桁行平均柱間の変化があった。これは3類の11号建物の出現で、それまでにない8.2尺の採用である。建物構造としても1×5間の東西棟で特徴的であった。ところで、この構造では同じく3類の9号建物があり、区画溝との関係から11号建物より前出と考えられる。したがって、建物構造としては9号建物が先駆けていたこととなる。つまり、画期は2つあったこととなる。

桁行5間も画期的で、3類以外にはないのだが、最も重要な点はその立地にある。それまで、北半部は建物が建てられず、土坑空間となっていた。その北東部に大きな東西棟が造られたのである。一面では建物配置の変更であろうが、大袈裟に言えば屋敷の機能が変わってしまう状況である。その後は、北東部に東西棟がずっと造られ、加えて他の建物も引きずられるように、東寄りに造られていく。この状況では土坑空間は西側へ移るしかないが、どうもそれほど土坑は存在しない。

一つの可能性は、区画溝の変更にある。3類では11号建物の出現によって、それまで区画溝であった70号溝と並存できなくなつた。これにより、56号溝が区画溝となり、4類へとつながると考えた。この場合、大きな変化として溝自体の拡大も挙げられる。規模として漸く北辺の48号溝と釣り合う溝になった。そして、56号溝は東側の区画も囲んでいるのである。内部には土坑が多く、柱穴は南端にしか見られない。これはまさしく1類の状況である。とすれば、56号溝が造られる同時に、東側区画は土坑空間に、西側区画は建物空間に分

かれた可能性も出てくる。もちろん、今のところ証拠がなく、憶測に過ぎないかもしれないが、屋敷の画期とはこうした状況も含んでいる。

(3) 桁行平均柱間と画期

画期として、3類 11号建物と桁行平均柱間の関係が残っている。8.2 尺という尺度は、なぜ採用され、どう施工されたのか。最も単純な命題が解明できないでいる。しかし、画期であったことは間違いない。

その後の経過を見ると、4類では同種の建物として、南半部に南北棟の7号建物がある。同柱間は 7.7 尺と近

く、桁行は 4 間ながら、分類内では最大である。5類の場合も 1 棟で、馬屋を伴うと考えた 4 号建物である。同柱間は 7.7 尺・桁行 4 間で、長さも 7 号建物とほぼ等しい東西棟である。面積も分類内最大である。6類の場合は、2 棟となる。しかし、変遷から考えて、これらは時期が異なり、前後関係にある。ともに 8 尺前後・桁行 4 間で、どちらも主屋である。

以上から、8 尺前後の桁行平均柱間を持つ建物は、1 時期に 1 棟で、大型の建物であることがわかった。さらに、6類では 7.0 尺の付属屋が並存し、3類でも別の桁行平均柱間が混在する可能性が高い。このように考える

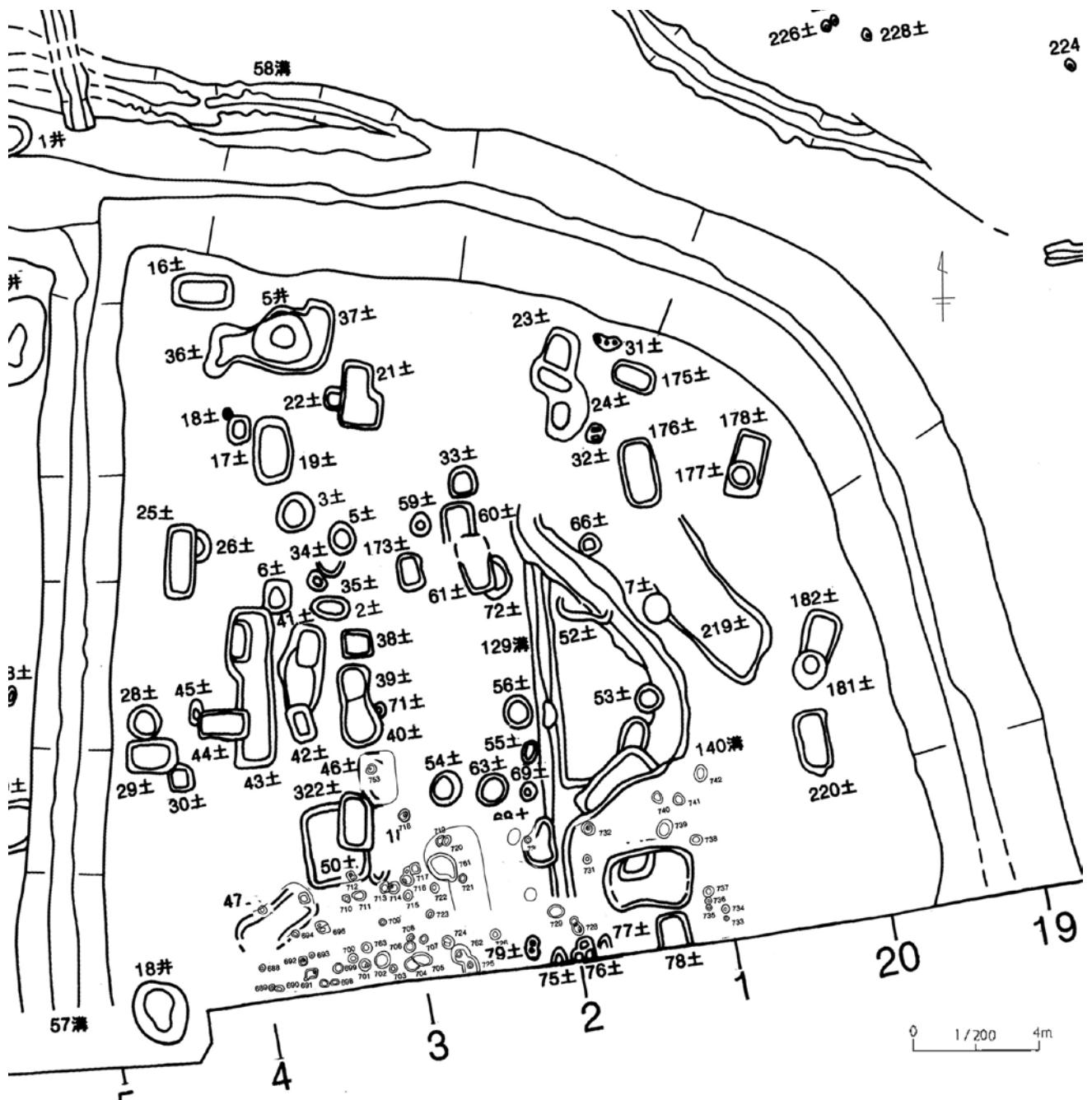


図 10 東区画詳細図 (文献 1 より編集合成)

と、8尺前後という数値は、基準という技術情報に加えて、大型建物そのものが持つ物質的側面に帰属していることが判明する。つまり、8尺前後という数値が継続するのではなく、その規模を持つ建物自体が継続するのである。もちろん、別の建物であるから、建て替えられている。つまり、ばらされて材料となり、再利用された可能性がある。もし材料を補充した場合も、寸法を継承したと考えられる。

では、なぜ8.2尺が3類段階で出現したのか。やはり、1棟の東西棟が出現したことに集約される。おそらく、特別な建物だったのだと考えるしかないだろう。機能というよりも、その建物が持つ特性ではないだろうか。例えば、材料がすべて外来材、つまり流通材だとか、特別に大工を雇ったとか、何らかの出来事が伴ったのだと考えたい。

(4) 区画溝の変遷

すでに概ね述べてきたが、ここで区画溝について再確認しておく。68号溝は、1類の建物と並存する1号竪穴より前出であり、屋敷の区画溝としては最も古いものの1つとなる。1類段階は4時期あるため、おそらく当初は68号溝が区画していて、1号竪穴が造られた段階で埋められたと考えたい。これにより、区画溝として48号溝が成立したと判断する。また、建物と69・70号溝や56号溝は重複しており、57号溝もその後の展開上無理がある。ところで、1類段階の特徴として、北側に土坑群、南側東西端に建物という内部配置がある。これは東側区画で反って顕著な傾向であり、むしろ1類段階のまま終わったと言っても過言ではない。つまり、存続期間は置くとしても、東側区画も1類段階から存在し、両者を区画溝として68号溝とその延長が囲んでいたと考えて良いだろう。

2類段階では、区画溝としてやや小規模ながら69号溝が成立する。規模からみても、屋敷区画を細分する機能に留まっており、やはり屋敷規模は東側区画まで含んでいると見なざるを得ない。

3類段階も前段階を引き継ぐように見えるが、2時期と考えれば、当初から69号溝は9号建物と重複して廃棄されなければならず、70号溝が区画溝となる。しかも、この溝は次に埋められて、11号建物が建てられることとなる。そこで、更に区画溝は東に移り56号溝が成立する。しかも、この溝は区画溝としても十分な規模を持っていた。

4類段階も4時期ある中では、概ね前段階の区画を踏襲してきたと思われるが、最終的には22号建物段階では廃棄されて、区画溝は更に東の57号溝に変わったと考えられる。

5類段階は前段階の区画を踏襲するが、57号溝に囲

まれた西側区画を意識する形で、建物群がその中央を基準に配置されるようになる。つまり、それまでは全体に東寄りに建物が造られる傾向にあったが、これが是正されたこととなる。加えて、57号溝を境として、48号溝も東側は幅が縮小している。おそらく、これまで見てきた56・57号溝の成立に合わせて、改修されてきた結果と考えたい。とすれば、東側区画を囲む意識が弱まったとも考えられ、あるいは東側区画は廃絶した可能性もある。もちろん、出土遺物による検証はできていない。

さて、6類段階は、区画溝に対して主軸方位が合わなくなる。しかし、西側区画の中央軸を基準に建物を配置する傾向は残っており、単純に区画意識が消滅したとは見なし難い。

7類段階では、区画溝と建物の主軸方位があまりに違うため、両立は不可能となる。すでに区画溝は廃棄され、もう少し大きなまとまりとして、16号溝などで規制される段階になったとも考えられよう。

最後に、以上を踏まえて、区画の規模を再確認する。1類段階は東側区画・西側区画の境がなく一様で、溝外で東西幅約70m、溝内で65m程の規模を持っていた。ただし、内部は土坑群が優位であり、これを屋敷と考えるのはやや難がある。耕地を主体的に囲い込んだ区画施設という性格も読み取れる。

2類段階は69号溝で細分されて、溝内で西側区画は東西約30m、東側区画は東西約35mとほぼ二分することとなる。この段階から西側区画は、屋敷的色彩が強まり、建物規模が大きくなる。

3類段階は70号溝に区画溝が移るが、区画規模はほとんど変わらない。西側区画では更に大きな建物が造られるようになる。

4類段階は56号溝で西側区画が囲まれ、溝内で東西約34m、東側区画が東西約31mと規模が逆転する。

5類段階では57号溝が西側区画を囲み、溝内で東西約38m、東側区画は東西約27mとなる。しかし、後者はすでに廃棄されている可能性もある。

以後、6・7類段階では新たな区画溝は成立せず、むしろ区画溝は消滅する方向に転換される。

おわりに

本稿は、報告されている福島飯塚遺跡の掘立柱建物について、再認定を行い、その変遷を手がかりとしながら、屋敷自体の形態変化や変遷を考察した。特に建物については画期を見いだすことにより、屋敷としての位置づけの変化を追うことができた。また、建物における桁行平均柱間の状況は、非常に規則性があり、8尺前後の建物の出現に画期を認め、建物建築をめぐる社会条件を垣間見ることもできた。本遺跡はコンパクトであるがゆえに、かえって屋敷の変化を考えるモデルケースとなったと考

える。今後は本遺跡の成果をもとに、周辺遺跡を再評価することで、総括的な検討を行いたいと考えている。

末筆ながら、本遺跡出土の遺物観察に際して、黒澤照弘氏や中島直樹氏をはじめ玉村中世史研究会のメンバーとの有益な研究活動や助言を得ることができた。記して謝意を表したい。

註

1) これまでの検討作業は、以下のとおりである。

飯森康広 2010 「斎田中耕地遺跡Ⅲ区の中世屋敷について」『斎田中耕地遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

同 2011a 「斎田竹之内遺跡の中世屋敷と掘立柱建物群」『斎田竹之内遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

同 2011b 「群馬県玉村町における中世屋敷の一様相 一福島久保田遺跡を中心に—」『研究紀要 29』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

同 2012 「群馬県玉村町福島飯玉遺跡における中世掘立柱建物の検討—斎田竹之内遺跡北・南館の再評価を兼ねて—」『研究紀要 30』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

2) 掘立柱建物の認定は、構成するピットが小規模であるため、数量が多く密集する場合、認定作業が難しくなる。調査段階の時間的な制約、測量体制の状況、あるいは調査担当の熟練度など、様々な要因により不十分となる。もちろん、技術的な問題ばかりでなく、遺構認定に対する意義についても個人差があり、事実認定か遺構解釈か不分明なところもある。掘立柱建物の認定について、筆者は常々網羅的な認定を心がけている。ピットは、基本的に全て建物の一部と考えるからであり、建物認定されないピットは不十分なまま残されたと考えるからである。このため、報告段階で見直しに関わるケースが多くあり、一方で報告済みの資料についても再検討を行っている。検討にあたっては、実測されたスケール 1 / 20 の平面図を 1 / 40 に縮小し、1 尺 30.3 cm を 1 マスとした方眼を基準に、柱穴の規模や深さ、間隔を考慮して掘立柱建物の認定を行った。

3) これらの報告書は以下のとおりである。

原雅信 2003 『福島久保田遺跡・福島大光坊遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

徳江秀夫 2008 『福島飯玉遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

瀧川仲男・石守晃 2009 『斎田中耕地遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

友廣哲也 2009 『福島大島遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 飯田陽一・石守晃 2011 『斎田竹之内遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

4) 筆者も参加する玉村中世史研究会において、2010 年 2 月 19 日福島飯塚遺跡の非掲載遺物について確認作業を行った。その成果は、いずれ公表を予定している。

参考文献

秋本太郎 2005 「上野と周辺地器との関係 一在地土器の分布論から探るー」『第 1 回内陸遺跡研究会シンポジウム資料集 海なき国々のモノとヒトの動き ー 16 ~ 17 世紀における内陸部の流通ー』

原雅信 2008 『福島飯塚遺跡 (2)』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団